

地域指定年度	昭和 48 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	昭和 55 年度
	平成 7 年度
	平成 17 年度
	平成 21 年度
	平成 27 年度
	令和 3 年度

# 知立農業振興地域整備計画書

令和 4 年 2 月

愛知県知立市

# 目 次

<b>第 1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想 .....	1
イ 農用地区域の設定方針 .....	4
(2) 農用地利用計画変更の基本方針 .....	5
ア 農用地区域への編入 .....	5
イ 農用地区域からの除外 .....	5
ウ 個別案件 .....	6
(3) 農業上の土地利用の方向 .....	7
ア 農用地等利用の方針 .....	7
イ 用途区分の構想 .....	7
ウ 特別な用途区分の構想 .....	8
2 農用地利用計画 .....	8
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	9
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	9
4 他事業との関連 .....	9
<b>第 3 農用地等の保全計画</b> .....	10
1 農用地等の保全の方向 .....	10
2 農用地等保全整備計画 .....	10
3 農用地等の保全のための活動 .....	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	11
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> ....	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	14

<b>第5</b>	<b>農業近代化施設の整備計画</b> .....	<b>15</b>
1	農業近代化施設の整備の方向 .....	15
2	農業近代化施設整備計画 .....	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	15
<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....	<b>16</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動 .....	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	16
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b> .....	<b>17</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	18
3	農業従事者就業促進施設 .....	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	18
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b> .....	<b>19</b>
1	生活環境施設の整備の計画 .....	19
2	生活環境施設整備計画 .....	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	19
4	その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	19
<b>第9</b>	<b>付 図</b> .....	<b>20</b>
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし	
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b> .....	<b>21</b>
(1)	農用地区域 .....	21
ア	現況農用地等に係る農用地区域 .....	21
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域 .....	21
(2)	用途区分 .....	21

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

知立市（以下、本市という）は、愛知県のほぼ中央に位置し、北は豊田市、南東は安城市、南西は刈谷市に隣接している。名古屋市から南東 25km、約 30 分の距離に立地している。

市域は、東西約 5.8km、南北約 4.6km であり、総面積は 16.31km<sup>2</sup>となっている。令和 3 年現在、1,081ha を市街化区域に、550ha を市街化調整区域に指定しており、農業振興地域は 525ha となっている。

本市の地形はほぼ平坦で、市の中心部をはさむように逢妻男川、猿渡川が、市域の南部を割目川、吹戸川が東西方向に流れており、市域南部及び東部、西部の市域界付近を中心に農地が広がっている。

気候は海洋性気候で夏は蒸暑く、冬は「伊吹おろし」が吹く寒い日もあるが概ね温和な気候である。年平均気温は 17℃前後、夏期は平均気温約 29℃（8 月）、冬期は約 5℃（1 月）、年間平均降雨量（過去 10 年間）は 1,339mm 程度で日本の平均降雨量 1,800mm に比較し雨量は若干少ない。

本市の道路網は、幹線道路として国土軸を担う国道 1 号を始め、国道 23 号、155 号、419 号の主要な国道 4 路線のほか主要地方道などの県道と合わせて市内道路網が形成されている。

鉄道は、名古屋市・豊橋市を結ぶ名鉄名古屋本線が東西に、豊田市・碧南市を結ぶ名鉄三河線が南北に走り、市中心部の知立駅で連絡している。知立駅は年間約 610 万人が利用する主要駅となっている。バスは名鉄知立駅を基軸に刈谷市北部方面へも運行されている。

こうした恵まれた交通条件は、周辺都市及び名古屋市とのつながりを深め、市民の日常生活圏を拡大するとともに、住宅都市としての性格を現している。

本市の人口は年々増加傾向にあり、令和 2 年には 72,363 人となり、過去 15 年間の人口増加率は 9.5%と愛知県平均の 4.0%を大きく上回っている。第 2 期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2040 年頃をピークに人口減少に転じると予想しており、2040（令和 22）年の推定人口は 76,561 人と見込んでいる。

本市の産業構造を周辺都市と比べてみると、歴史的・交通条件により、第 3 次産業の割合が高くなっている。本市を含む衣浦東部広域圏は自動車関連産業の高度な集積を軸として、これらを支える運輸・流通産業、サービス産業等、多様で厚みのある産業集積を誇っていることから、今後も第 3 次産業の割合が増加していくと思われる。

商業については、古くから商業集積が高くなっているが、個人経営の小規模店が中心であるため、近年では、大型店の周辺都市への進出により、購買力は流出傾向にある。

また、住宅都市としての性格上、市外へ通勤している人の割合が高く市内就業率は低

くなっている。

農業は水稻を主体としているが、兼業農家の割合が多く、就業人口、生産額ともに減少傾向にある。また近年、経営の発展を図るため、都市近郊型農業が取り組まれているほか、食に対する市民の関心の高まりを受け、本市やあいち中央農業協同組合と農家が連携しながら市内産農産物の販売、市民農園の開設、小学生による水田農業体験や大豆作り等の取組を実施している。

土地利用の動向は、近年宅地などの市街地が拡大する傾向にある。現在進めている駅前再開発事業や名鉄高架事業、また国道の沿道区域への事業所誘致により今後一層市街地の進展が予想され、総合計画や都市計画マスタープランにおいても、土地利用の方針として住居系市街地や産業系市街地の拡大が示されている。

この中で、上重原地区内のおよそ 26ha については、こうした将来の需要にも応え得るよう調整していく。上重原町北部地区は、国道 23 号上重原インターや国道 155 号があり、将来、企業が進出する可能性が高いので、その時には必要な土地利用調整を図りながら検討していく。

同様に、八橋町東部地区のおよそ 23ha は、周辺に自動車関連産業の企業が集積し、伊勢湾岸自動車道豊田南 I C、衣浦豊田道路牛田 I C、さらに都市計画道路花園里線が区域内に整備されており、広域交通の利便性が高まっていることから、将来、企業が進出する可能性が高いので、その時には必要な土地利用調整を図りながら検討していく。

さらに、西中 I C 西地区のおよそ 16ha は、都市計画道路名豊道路や都市計画道路衣浦豊田線へのアクセス性を活かした産業立地の促進が期待されていることから、緑豊かで潤いある地域の環境を維持するため、市街地間に広がる優良な農地の保全と産業促進拠点との調和を図っていく。

一方、食料の根幹を担う農業は、環境保全、治水対策等農地の多面的機能を活かす意味からも重要であり、次世代にわたって農地を保全していく必要がある。

今後は、都市部と調和のとれた農業を推進し、農地の計画的な保全と集約化などを進めるとともに、従来からの需給調整、計画生産に加え、必要な基盤整備や近代化を検討し、より高度な土地利用型農業への展開を図らなければならない。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和3年	327.8	62.4	1.6	0.3	—	—	54.2	10.3	141.5	26.9	525.0	100
目標 令和13年	242.8	50.0	1.6	0.3	—	—	97.2	20.0	144.5	29.7	486.0	100
増減	△85		—		—		43		3		△39	

(注) 1 目標の数値は、以下による推計値である。

・平成27～令和2年の5年間で農用地が10ha減少（1年で2.0ha減少）している。

今後、10年間の農用地は政策努力を加味し、現状の7割程度と仮定し、 $\Delta 2.0\text{ha}/\text{年} \times 0.7 \times 10\text{年} = \Delta 14\text{ha}$ とする。

・上重原地区内の用途地域の拡大（約39ha、うち農用地24ha、住宅地・工場用地4ha、その他11ha）

・上重原町北部地区内の産業促進拠点の整備（約26ha、うち農用地17ha）

・八橋町東部地区内の産業促進拠点の整備（約23ha、うち農用地19ha）

・西中IC西地区内の産業促進拠点の整備（約16ha、うち農用地11ha）

2 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3 — は該当なし

## イ 農用地区域の設定方針

農用地区域の設定については、本市の実情に対応した都市発展と農村との調和を図り、地域の農業関係者の意向を踏まえながら進める。

また、農用地の他用途利用については、他の土地利用と調整をした上で地域の意見を聞きながら慎重に対応していく。

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 328haのうち、a～cに該当する農用地（322ha）で、次の（a）～（c）に該当する農用地（30ha）以外の農用地（292ha）について、農用地区域を設定する方針である。

なお、集団的に存在する農地の中で農用地区域に設定されていない農地もあるため、農業振興地域制度の周知を図り、農用地区域への編入に努める。

#### a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地 257ha

#### b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地 318ha（うちaとの重複面積 255ha）

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・客土・暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

#### c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 1ha

- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

#### (a) 集落区域内に介在する農用地

該当集落 8 該当農用地 約6ha

#### (b) 自然的な条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 該当なし

#### (c) その他住宅の建設等、中心市街地の整備に伴って拡張の対象となる農用地 約24ha

### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

本市の基本的な考え方として農業振興地域の農用地区域は、今後概ね 10 年以上にわたり農用地として利用すべき土地を農業振興の基本となる区域に定めるとともに、社会情勢の変化や市総合計画等との整合を図り、農用地の保全に努めることを基本的な方針とする。

については、下記事項に留意のうえ検討するものとする。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地については、今後、地域の理解を得ながら、農用地区域への編入に努める方針である。

- (ア) 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地
- (イ) 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地で、今後、優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (ウ) 過去に事業実施のため農用地区域から除外したが、事業の中止等により、当該目的に供しないことが明らかとなった土地
- (エ) (ア) から (ウ) 以外で農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

イ 農用地区域からの除外

(ア) 集落等介在地について

住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限に止めるものとする。必ずしも農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地として保全管理することが困難であると認められる次の全ての要件を満たす土地とする。

- a 相当期間（20 年以上）農業生産基盤整備事業が実施されていない土地
- b 農用地区域の周辺部にあり、住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地



d 周囲（2方向以上）が宅地、雑種地、河川等に囲まれている土地

※bの考え方の基準となる面積（30a以下）について

本市のほ場は概ね30a区画で整備されており、一団となる農地が30a以下となる農地は効率的な農業を営むことが困難なため。

(イ) 近代化不可地について

自然的・地形的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地等の除外については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を充分勘案して最小限に止めることとする。

除外に当たっては、農用地等が荒廃化しているなどの土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の全ての要件を全て満たす土地とする。

a 過去30年以内に農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も当該事業の実施見込みがない土地

b 自然的・地形的な条件からみて、生産性の低い土地で農業の近代化を図ることが困難な土地

c 除外によって、周辺農地の地形的連続性や農業的土地利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上も支障が少ない土地

ウ 個別案件

知立農業振興地域整備計画の目指す農業の振興方向に特段の支障がなく、農業振興地域の整備に関する法第13条第2項第1号から第5号の要件を全て満たし、事業計画が明確で、確実性があり、他法令に基づく許認可等の調整が見込まれるものについては、除外を検討する。また、法第10条第4項に該当する土地は、農用地区域に含めないこととするが、農業上の土地利用との調整が可能なものについては、十分調整を行った後除外する。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は市域全体の約7割が市街化区域であり、市の中心を取り巻くように市街化調整区域が存在し、小規模な農業振興地域が市街化区域により6箇所に分断されている。このため市街地に隣接した農用地が多く、市街化の影響を受けやすくなっている。また、隣接する安城市や、刈谷市の影響も大きいものとなっている。

今後は、本市の農用地の多くを占める水田を中心に集団的な優良農地を確保・保全し、水田作を中心に農業振興を図っていく。

そして、人・農地プラン制度、農地中間管理事業等の活用により担い手に農地の集積・集約化を進め、知立市地域農業再生協議会の方針に従うとともに、あいち中央農業協同組合の推奨する良質米ならびに良質な小麦、大豆の生産を推進していく方針である。

単位：ha

区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
知立市全域	336	-	-	2	338
計	336	-	-	2	338

(注) 1 - は該当なし

2 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) A-1 地区（八橋町、来迎寺町、牛田町区域）

本市の東部の豊田市、安城市に隣接する逢妻男川、猿渡川沿いに広がる農地である。

八橋町、牛田町の市街地をはさんで2地区に分かれており、両地区ともほぼ全域にわたり農業基盤整備が完了している。

今後とも、稲作を中心に農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化をさらに進めることによって、生産性の向上を図り、農地としての利用を継続する。

なお、八橋町東部地区内の農用地約19haについては、市の総合計画や都市計画マスタープランにおいて産業系の土地利用が、将来目標として位置づけられていることから、農業振興との調整に留意しつつ土地利用の調整を図っていく。

(イ) A-2 地区（谷田町、八ツ田町、弘法町、新林町、牛田町区域）

本市の南部の猿渡川、割目川沿いに広がる農地である。本市の中で最も規模の大きい集団的農地でほぼ全域にわたり農業基盤整備が完了し、ほ場も大きいことから効率的な農業が行われている。

今後とも、稲作を中心にさらなる効率化と、農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化をさらに進めることによって、生産性の向上を図り、農地とし

での利用を継続する。また、農地に介在する農業用施設は、今後も引き続き農業用施設用地としての利用を推進する。

(ウ) A-3 地区（上重原町、西中町、新林町区域）

本市の西部の猿渡川、吹戸川沿いの集落周りの農地と東海道新幹線、国道 155 号、主要地方道知立東浦線に囲まれた農地に区分される。両地区ともほぼ全域にわたり農業基盤整備が完了している。

今後とも、稲作を中心に農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化をさらに進めることによって、生産性の向上を図り、農地としての利用を継続する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

**2 農用地利用計画**

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業生産基盤整備事業は、ほ場整備事業を主体に昭和52年より実施され、平成15年に計画した全ての事業が終了した。今後は、施設の適切な維持管理を行っていくべく、明治用水西井筋地区において、施設の老朽化対策と耐震対策を一体的に行い、農業用水の安定的な供給等により農業競争力を高めていく。

また、効率的な大型農業機械による農業を展開していくためには、ほ場の大区画化が必要となるが、一部には、狭小で生産性の低いほ場もみられる。そのため、大区画化が必要なほ場については、担い手と地域集落の話し合いを進め、合意が得られるようであれば畦畔の撤去や、再整備について検討していく。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
県営 かんがい排水事業 (明治用水)	用水路工 5.5km	A-1、3	336.8	1	明治用水西井筋地区 R1~10

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 別添

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 他事業との関連

該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本市においても、就業先の多様化、他産業に就業する農家世帯員の増加、及び米価の低下等により耕作放棄地が発生する恐れが出てきている。

これまで農業委員会の取組により、耕作放棄地解消にある程度の効果は見られるが、非農家が農地を相続する場合もあり、これを機会に耕作放棄地が増加する懸念もある。また、農家意向調査（令和2年度）においても、農地の維持が、将来的には難しくなると考えている農家が多くなっている。

そのため、現在、国において進められている耕作放棄地解消に向けた取組に基づき耕作放棄地の解消を推進していく。

また、河川に近い地区については、大雨による水田の冠水や地形上の湧き水等湿潤状態の農用地が多く、転作小麦に影響が出ており、治水対策を考慮する必要がある。こうした水田については、たん水防除施設の設置について検討する。

さらに、多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用水等の地域資源の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた共同活動、水路、農道の長寿命化等の取組を支援していく。

加えて、国営総合農地防災事業等により耐震性を有していない基幹農業水利施設の耐震化対策を行い、大規模地震の発生による災害を未然に防止することにより、農業用水の安定供給と農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
国営総合農地防災事業	頭首工改修 1カ所 取水口改修 1カ所 用水路 15,300m 水管理施設改修 1式	A-1、2、3	5,441.0	1	矢作川総合第二期地区 H26～R11（継続）
多面的機能支払交付金	農地維持及び地域資源の質的向上を図る活動一式	A-3	39.0	2	西中地区 H29～R3（新規）
〃	〃	A-2	55.0	3	八ツ田地区 H29～R3（新規）

農用地等保全整備計画図（付図3号） 別添

### 3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地については、農業委員会が巡回調査を行い、現状把握に努めるとともにその発生防止・解消に向けて活動を実施する。

また、多面的機能支払交付金を活用し、水路の草刈、泥上げ及び農地の法面・畦畔の適正な管理を行い、農用地等の環境保全を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻を主体とする農業生産を展開しているほか、経営の発展を図るため、都市近郊型農業の取組もみられる。しかし、近年、市場価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足等に伴い農業経営は、厳しい状況となっている。また、農家意向調査（令和2年度）においても経営改善・合理化、所得向上、担い手の育成を求める声は強くなっている。

そのため、今後も本市が競争力のある産地として維持・形成を図るため、将来の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すこととする。

具体的な経営の目標については、本市において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者と比べて遜色のない労働条件を目指して、年間所得目標は基幹経営体で800万円、1人当たり労働時間は1,800時間と定める。加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間所得目標は250万円、1人当たり労働時間は2,000時間とする。

また、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺農家に対して、本市、市農業委員会、西三河農林水産事務所農業改良普及課、あいち中央農業協同組合が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行う。さらに、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営の目標

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成
基幹経営体	水稲作	47	水稲 20ha 小麦 15ha 大豆 12ha
	施設花き (洋らん)	0.3	ファレノプシス 0.3ha
	畜産・酪農		経産牛 50頭 育成牛 13頭
	施設野菜 (イチゴ)	0.4	イチゴ 40a
ステップアップ 経営体	水稲作	152	水稲 60ha 小麦 50ha 大豆 42ha
	畜産・酪農		経産牛 150頭 肉用素牛 120頭

(注) 資料：知立市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成29年3月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るためには、専業・兼業はもちろん、農地所有非農家を含めた地域全体の協力体制を整えて地域農業におけるそれぞれの位置づけと役割を明確にすることが大切である。

その上で農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の普及活動を強化し、農用地の集積・集約化の促進について理解を得ていく。

集団転作（小麦・大豆）や推奨米等品種別の団地化は、効率的な農業経営を進めるためには不可欠である。また、地域の農家をまとめる農用地利用改善組合の結成は特に重要であり、農業協同組合と連携して農用地利用改善組合の活動を積極的に支援していく。

本市としては、地域の農用地利用改善組合が地元小学校や園児、子供会や婦人会等の地域団体と連携して行っている農業体験等、児童や地域住民との交流を支援して、農業に対する理解を深める活動や農業の魅力、食育教育、地元農産物のPRなどを推進していく。

また、農業の担い手との意思疎通を図るため、西三河農林水産事務所農業改良普及課、あいち中央農業協同組合の助言を受けて、担い手と農用地利用改善組合、土地改良区維持管理組合の合意を進めながら集団転作、地力増進、ひいては畦畔の除去や、作目別団地の大型化を促進して効率的なほ場利用を推進する。



## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

1の誘導方向を実現するため、次の点について重点的に推進する。

### (1) 農用地の集団化対策

農地中間管理事業等の活用により、認定農業者への利用権設定を促進し、農地の利用集積や農業経営の効率化を図る。

また、効率的な土地利用による経営規模の拡大を推進するため、畦畔除去に対し支援を行い、農地集積の推進を図る。

### (2) 農作業受委託の促進対策

転作作物として主に栽培される小麦・大豆について、ブロックローテーションにより効率的な生産と適地適作・品質の向上を図る。

### (3) 地力の維持増進対策

施肥体系の改善や土づくり、排水対策の徹底により、地力の維持増進を図る。

### (4) 地域住民の農業への理解対策

農用地利用改善組合を中心とした地元団体による農業体験等の交流を支援して、農業に対する理解を深める活動や、農業の魅力、食育教育、地元農産物のPRなどを推進していく。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

#### (1) 水稲

市内で収穫された水稲は、現在 JA あいち中央総合センター（安城市）内のカントリーエレベーターに集められ、流通の合理化が図られている。今後は、生産性の向上を目指すため、不耕起 V 溝直播栽培の普及等を推進するとともに、良質米の生産を推進する。

また、昭和 53・54 年度より利用してきた知立営農センターの米麦乾燥調整施設跡地は、近隣市町村も含め、有効利用に努めていく。

#### (2) 小麦・大豆

ほ場整備された水田において大部分が集団化・ブロックローテーション化されており、大型機械の導入により生産性は向上してきている。

今後はさらに作業受委託等を推進して、経営規模の拡大による生産性の向上を目指すとともに、本市の水田に適した小麦「きぬあかり」や「ゆめあかり」等の品種を推奨し、品質の安定・向上を図る。大豆では、帰化アサガオ類やカメムシ類防除の徹底による単収の増加を図っていく。

### 2 農業近代化施設整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
該当なし					

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

現在、当市には新規就農者育成・確保のための施設はない。しかし、家族経営体の中には後継者がなく高齢により引退するものが出ると見込まれる。

こうした農家の経営する農地を保全するため、新たに就農しようとする若者やいわゆる定年帰農者などが地域の中で営農を開始し易い仕組みづくりと、他産業並みの生涯所得が確保できる効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手が多くの農地を集積・集約化できる体制づくりを目指す。

また近年、食に対する市民の関心は高まっており、あいち中央農業協同組合や農家と連携しながら市内産農産物の販売、市民農園の開設、小学生による水田農業体験や大豆作り等の取組を実施している。今後も農業に親しみ接する機会を提供することにより農業への理解と関心を深め、新たな担い手の確保に努めていく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

農家意向調査（令和2年度）では、今後の農業振興の重点施策として、農業後継者や離職就農者、新規就農者などの担い手への支援に対する期待が最も高くなっている。

特に新規就農者は独立就農後間もなくは、生計が不安定なことが多く、就農者が定着するまでの支援が課題となっている。そのため、人・農地プラン制度の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制の強化や、その位置づけによる青年就農給付金制度等の活用による所得の確保など、新規就農者への支援を推進する。

また、技能、経営向上のための研修会への参加促進や各種情報提供に努め、西三河農林水産事務所農業改良普及課による技術指導、近代化資金利子補給等による支援を行う。

さらに、団塊の世代の定年後就農への対応については、愛知県の就農相談窓口等の関係機関・団体と連携を図り、円滑な相談活動を行っていく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、名古屋市より約25kmと通勤に恵まれた距離にあることや、全国有数の自動車産業の盛んな地域に位置することから、多くの中小企業が立地しており、就業機会に恵まれている。

しかし近年、社会情勢が大きく変化する中で、兼業農家等の雇用環境は厳しさを増している。

このような中で、安定的な就業機会及び雇用機会を確保することは、安定兼業という形で農家所得の向上に加えて、兼業農家から認定農業者等への段階的な農地の集積・集約化を図る上でも重要である。

そのため、近隣に刈谷公共職業安定所、また刈谷市、安城市、碧南市に職業訓練校があるほか、八橋町東部地区において新規産業地も予定されていることから、推進すべき農地の集積・集約化に際し、農地の出し手農家の所得確保、中高年齢者の再就業、主婦のパート雇用等の充実を図っていく。

単位：人

I	II	従業地								
		市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	林業（漁業）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	建設業	0	0	0	2	0	2	2	0	2
	製造業	3	2	5	46	9	55	49	11	60
	電気・ガス・水道	0	0	0	2	2	4	2	2	4
	運輸・通信	1	2	3	4	7	11	5	9	14
	卸売・小売・飲食	0	2	2	2	0	2	2	2	4
	金融・保険	0	2	2	6	2	8	6	4	10
	不動産	2	7	9	0	0	0	2	7	9
	サービス業	3	9	12	4	12	16	7	21	28
公務員	2	7	9	3	9	12	5	16	21	
小計	11	31	42	70	41	111	81	72	153	
自兼 営業	林業（漁業）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	2	6	1	0	1	5	2	7
	製造業	3	5	8	1	0	1	4	5	9
	電気・ガス・水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	卸売・小売・飲食	2	0	2	1	0	1	3	0	3
	金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産	26	26	52	0	0	0	26	26	52
	サービス業	2	0	2	1	2	3	3	2	5
公務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	37	33	70	5	2	7	42	35	77	
出稼ぎ	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇 臨時雇	林業（漁業）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	製造業	0	5	5	2	0	2	2	5	7
	電気・ガス・水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食	0	5	5	0	9	9	0	14	14
	金融・保険	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	不動産	1	5	6	0	0	0	1	5	6
	サービス業	0	16	16	0	14	14	0	30	30
公務員	0	2	2	0	2	2	0	4	4	
小計	1	33	34	4	25	29	5	58	63	
総計		49	97	146	79	68	147	128	165	293

(注) 1 目標：令和13年（2031年）

2 資料：：知立市農業振興に関するアンケート調査（2020年）による。

**2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策**

本市は、近隣都市等への就業・雇用機会が多く、安定している。

**3 農業従事者就業促進施設**

該当なし

**4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の計画

本市のまちづくりは第6次総合計画に基づき、「輝くまち、みんなの知立」～安らぎ・にぎわう住みよさを誇れるまち～を将来像として掲げていく。限られた財源の中で、恵まれた位置関係や交通網を最大限に生かし、計画的に目標の実現を目指している。

農業、農家集落にあっても、主要幹線道路の整備や農業用道水路の維持管理、コミュニティバスの充実、市民の高齢化に伴う健康増進施設及び介護等の福祉施策の推進を目指す。また、集団転作地を利用した景観作物の奨励や、定年後の生きがい農業のニーズに応えるための市民農園の整備、農業用水路の上部を利用した遊歩道などの自然とふれ合える緑のオープンスペースの確保により豊かで潤いのある生活環境の整備を目指す。

また、地域の農用地利用改善組合により児童らと農業体験や交流による食育教育や地産地消の推進を図り、農業の大切さを継承していく。

### 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
水環境整備事業	明治用水水路の 上部整備	A-1、3	①	R5～R10

生活環境施設整備計画図（付図6号） 別添

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付 図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	八橋町、来迎寺町、牛田町区域の別図「付図8号」に示す黄色及び橙色の区域	別図「付図8号」による黄色及び橙色を除いた土地	
A-2	谷田町、八ツ田町、弘法町、新林町、牛田町区域の別図「付図8号」に示す黄色及び橙色の区域	別図「付図8号」による黄色及び橙色を除いた土地	
A-3	上重原町、西中町、新林町区域の別図「付図8号」に示す黄色及び橙色の区域	別図「付図8号」による黄色及び橙色を除いた土地	

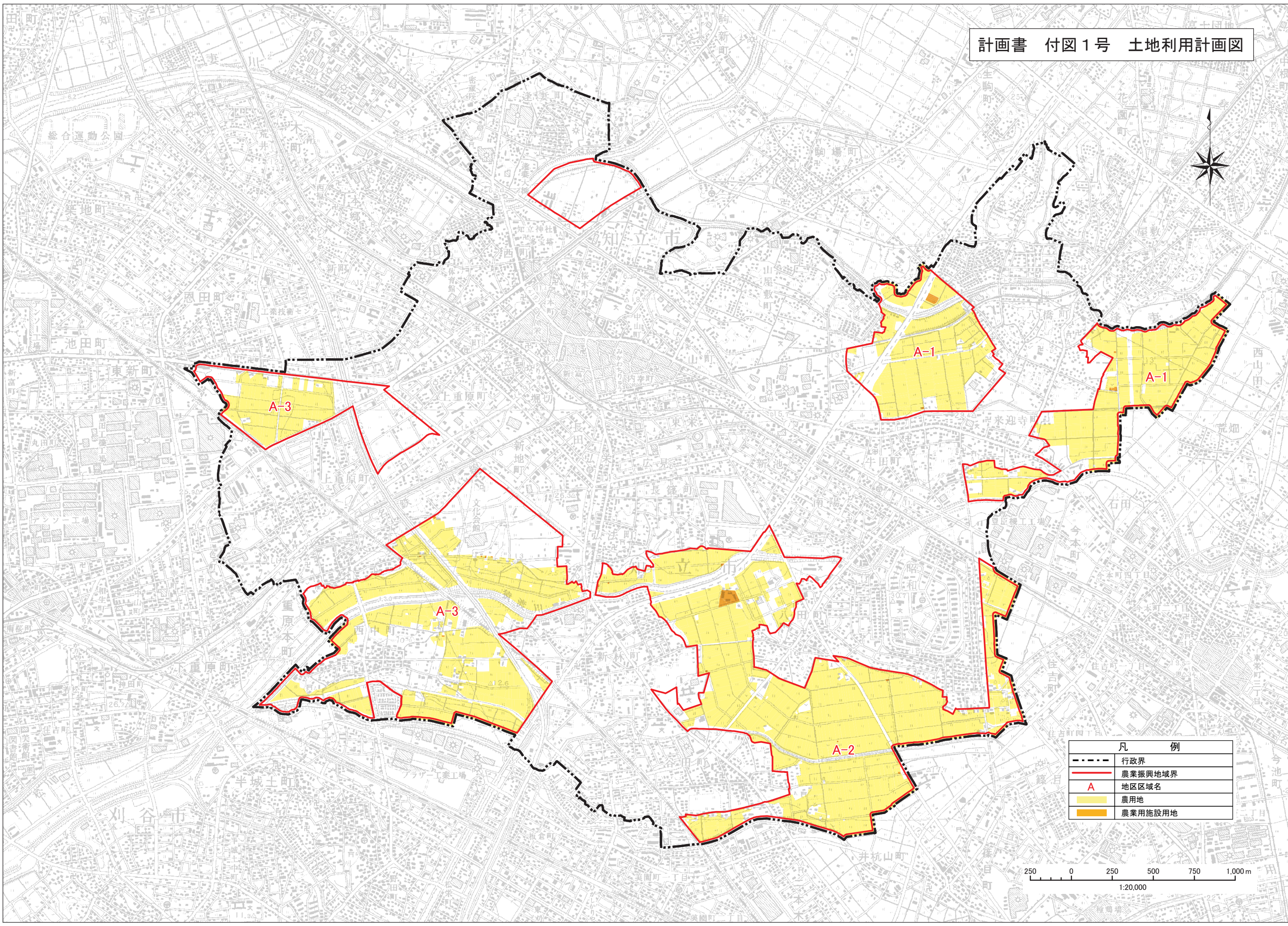
#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

### (2) 用途区分

地区 区域番号	用途区分
A-1	農地：別図「付図8号」に示す黄色の土地 農業用施設用地：別図「付図8号」に示す橙色の土地
A-2	農地：別図「付図8号」に示す黄色の土地 農業用施設用地：別図「付図8号」に示す橙色の土地
A-3	農地：別図「付図8号」に示す黄色の土地 農業用施設用地：別図「付図8号」に示す橙色の土地





凡 例	
---	行政界
—	農業振興地域界
A	地区区域名
■ (Yellow)	農用地
■ (Orange)	農業用施設用地

250 0 250 500 750 1,000m  
1:20,000

計画書 付図2号 農業生産基盤整備開発計画図  
 計画書 付図3号 農用地等保全整備計画図  
 計画書 付図6号 生活環境施設整備計画図

農業生産基盤整備開発計画

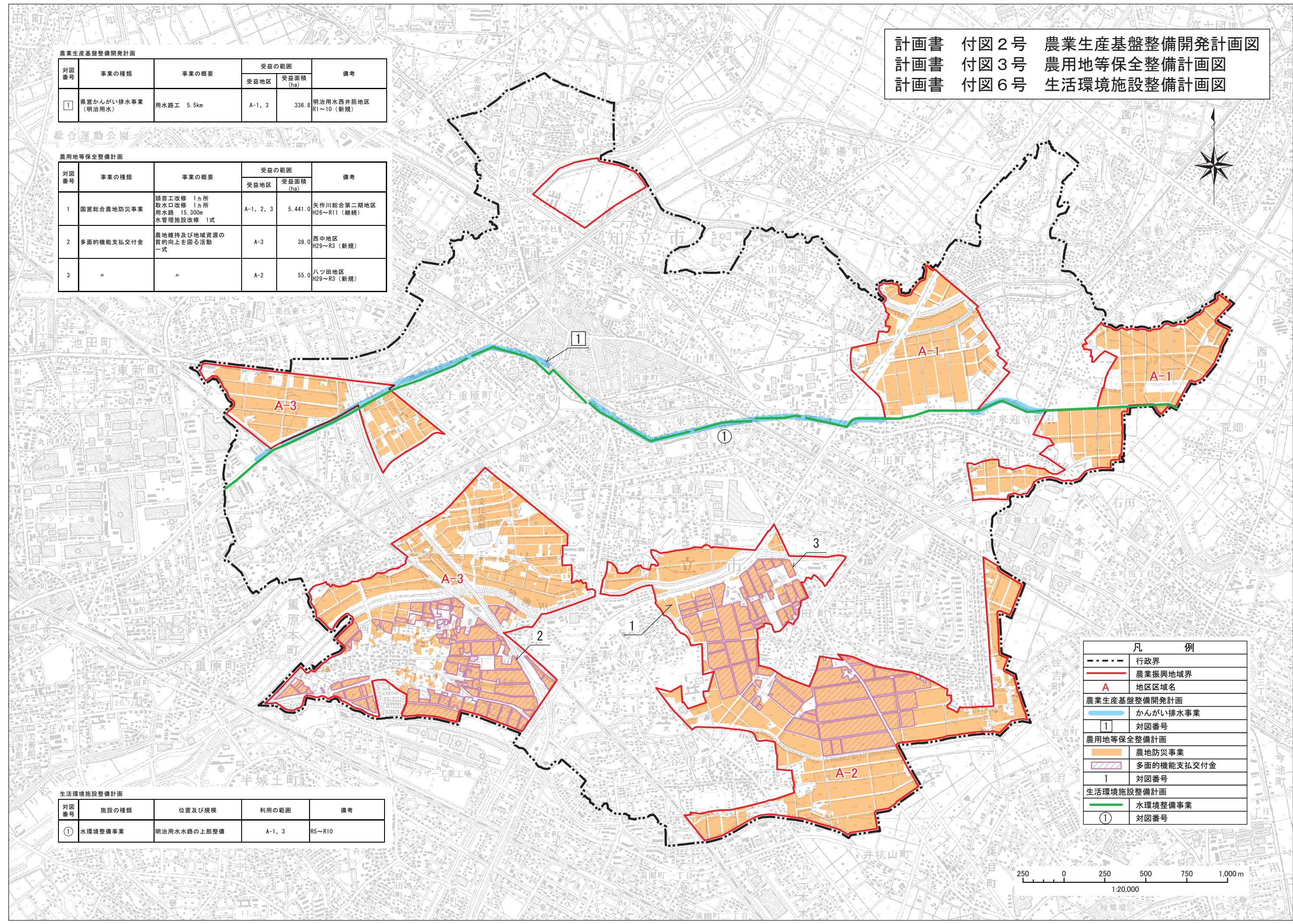
対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	県営かんがい排水事業 (明治用水)	用水路工 5.5km	A-1, 3	336.8	明治用水西井筋地区 R1~10 (新規)

農用地等保全整備計画

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	国営総合農地防災事業	頭首工改修 1カ所 取水口改修 1カ所 用水路 15,300m 水管施設改修 1式	A-1, 2, 3	5,441.0	矢作川総合第二期地区 H26~R11 (継続)
2	多面的機能支払交付金	農地維持及び地域資源の質的向上を図る活動一式	A-3	39.9	西中地区 H29~R3 (新規)
3	"	"	A-2	55.0	ハツ田地区 H29~R3 (新規)

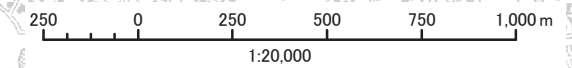
生活環境施設整備計画

対図番号	施設の種類の	位置及び規模	利用の範囲	備考
1	水環境整備事業	明治用水水路の上部整備	A-1, 3	R5~R10

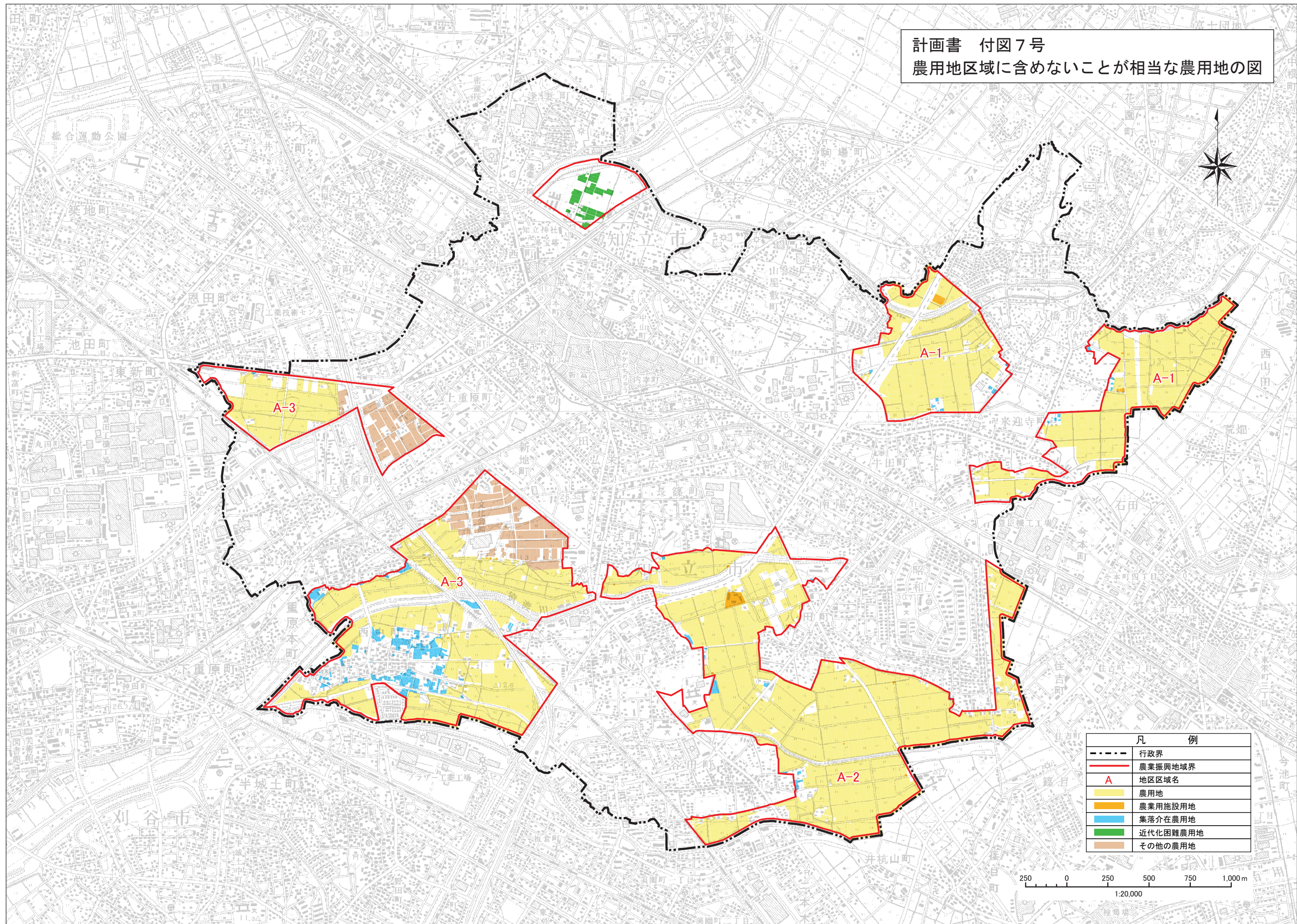


凡 例

---	行政界
—	農業振興地域界
A	地区区域名
農業生産基盤整備開発計画	
—	かんがい排水事業
1	対図番号
農用地等保全整備計画	
■	農地防災事業
■	多面的機能支払交付金
1	対図番号
生活環境施設整備計画	
—	水環境整備事業
1	対図番号



計画書 付図7号  
農用地区域に含めないことが相当な農用地の図



凡 例	
---	行政界
—	農業振興地域界
A	地区区域名
■ (Yellow)	農用地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Blue)	集落介在農用地
■ (Green)	近代化困難農用地
■ (Brown)	その他の農用地

250 0 250 500 750 1,000m  
1:20,000